

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 熊本県
農業委員会名： 嘉島町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年5月31日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	454	農業就業者数	571	認定農業者	41
自給的農家数	90	女性	272	基本構想水準到達者	0
販売農家数	364	40代以下	75	認定新規就農者	0
主業農家数	74	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	6
準主業農家数	78			集落営農経営	0
副業的農家数	212			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	725	62				787
経営耕地面積	672	57	26	2	8	730
遊休農地面積	1.1	1.3				2.4
農地台帳面積	732	99				831

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	17	17
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	4
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載すること

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	787 ha	754.65 ha	95.9 %
課 題	平成27年度に農事組合法人が設立し、今後さらに農事組合法人の認定農家への集積が加速していくと思われる。しかし、現在離農する農家が少しずつでてきているため、作業の効率化を考え、面的集積を行っていくことが課題である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 754.65 ha (うち新規集積面積 0 ha)
	目標設定の考え方:集積率95.9%(集積面積754.65ha)を維持する。
活動計画	農地の出し手の掘り起こしをするために、日頃から情報収集を行う。また、農地中間管理機構と連携しながら、面的集積を進めていくための活動計画を策定する。

※1 集積目標は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転された農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	平成元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	平成元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課 題	本町では、担い手への集積が90%以上進んでおり、借り入れ可能な農地自体が少なく、新規参入の受け入れはなかなか難しい状況である。しかし、その反面で農業者の高齢化が進んでいるため、町の新規就農者に対して面談等を行い、農業の活性化を促進する。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右側が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.5 ha
活動計画	新規就農者に対する相談対応を行う。新規就農者が農地の確保を自力で行うことは困難と思われるため、委員が仲介役となって所有者や地域の調整を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	789 ha	2.4 ha	0.3 %
課 題	耕作の容易な遊休農地が少なく、耕作に不便な農地や未相続農地、地主の所在不明な農地等が多くを占めている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.36 ha			
	目標設定の考え方: 毎年、遊休農地の約15%の解消を目指す。			
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		17 人	8月～9月	10月
	調査方法	水田の利用状況に関しては、農政係が毎年8月に実施する転作確認によって把握できるので、転作確認で把握できない入作や畑の利用状況を中心に調査を行う予定である。調査対象筆を色付けした地図を作成し、それをもとに各集落の担当委員が調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
11月		2月		
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	787 ha	0.69 ha
課 題	所有者、利用者の理解が得られず、苦慮している状況で、引き続き指導していく。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	農地パトロール月間(8月～9月)に合わせて指導強化を行うと共に、農業委員会においては、常時農作業に合わせて細やかな監視を行っていく。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入